

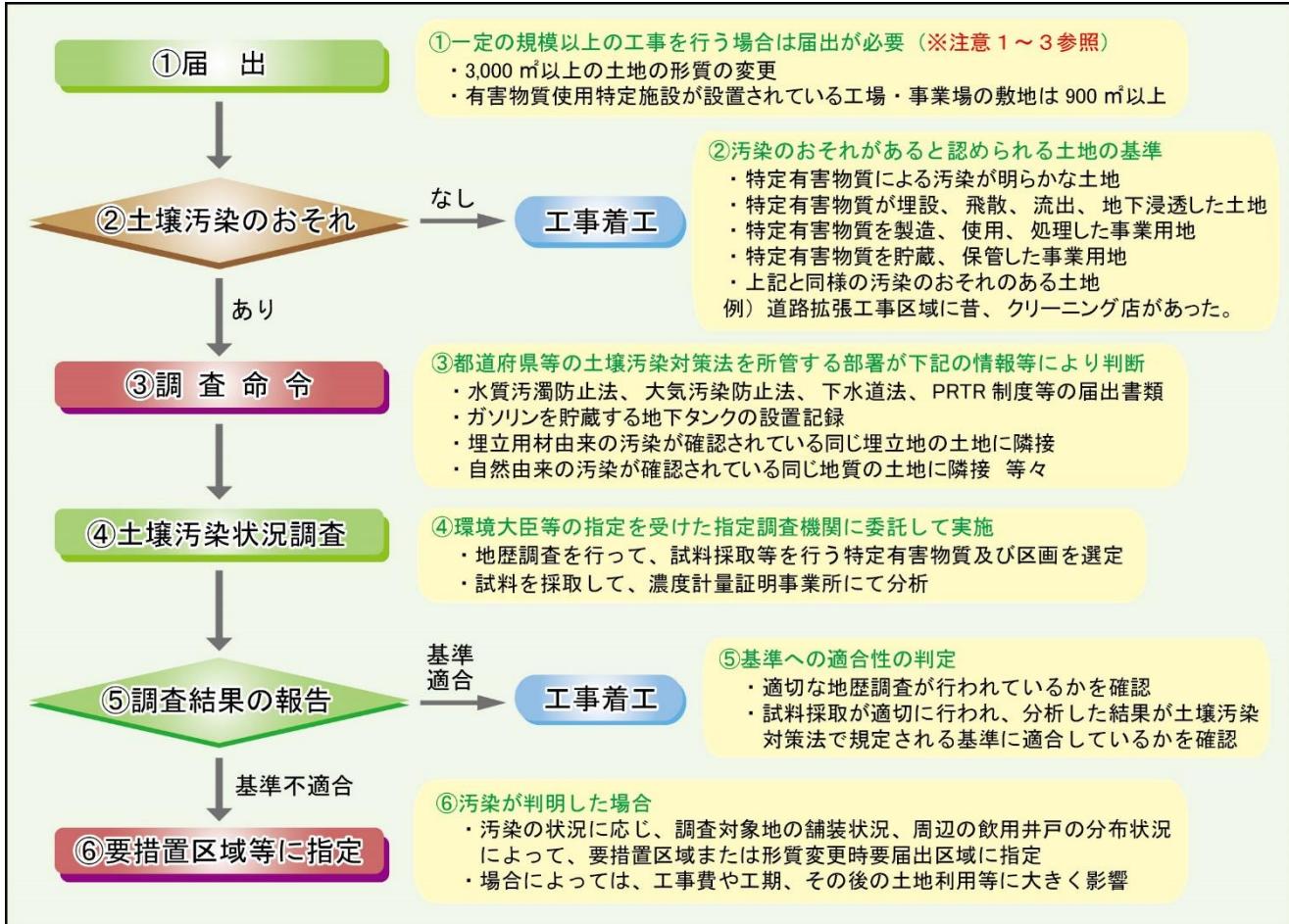
# 工事に係る土壤汚染対策法の届出をお忘れなく！

～3,000 m<sup>2</sup>（又は900 m<sup>2</sup>）以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です～

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、着工の30日前までに都道府県知事等に届出が必要です。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第66条第2号の規定により、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されます。

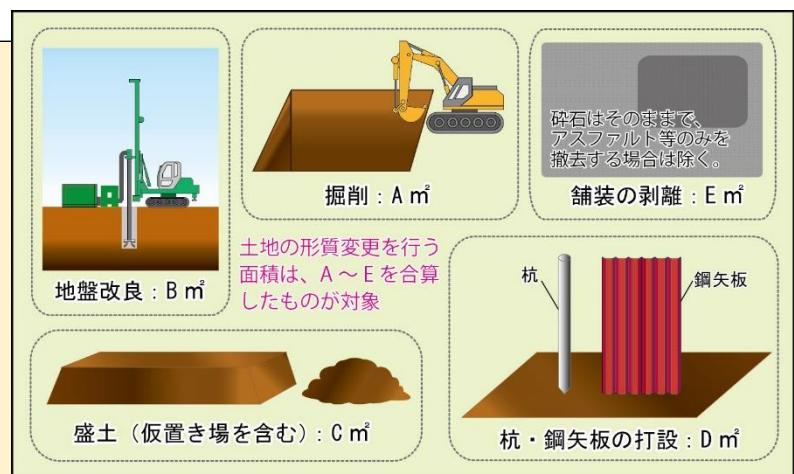
<法第4条第1項の手続の流れ>



## 注意1：土地の形質の変更の対象

面積要件には盛土、土壤の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含みます。

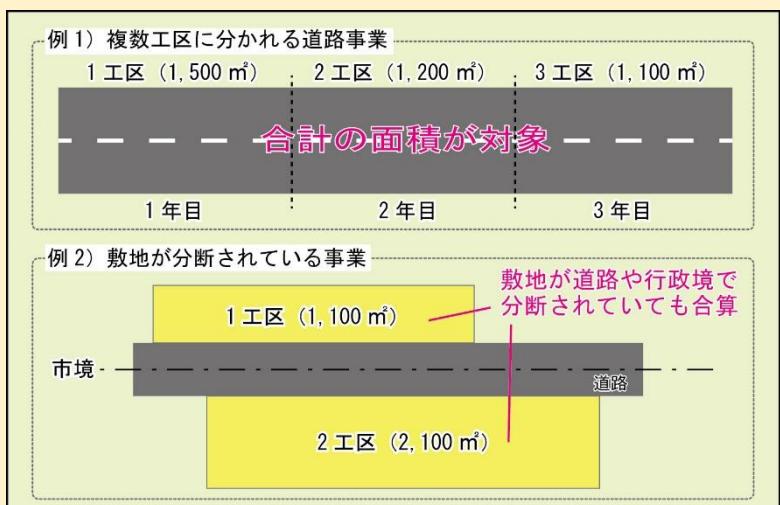
※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。掘削の行為だけが対象ではないことにご注意下さい。



## 注意2：一体と見なすことができる工事は総面積でカウント

「一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

<一体と見なすことができる工事の定義>  
「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」（環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知 平成31年3月1日より抜粋）



## 注意3：対象外になる工事は3要件とも該当すること

届出対象外となる軽易な行為とは、3要件のいずれにも該当する必要があります。

- ・土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壤を搬出しない。
- ・土地の形質の変更に伴い土壤の飛散または流出が生じない。
- ・土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が全て50cm未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壤を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

### 未届事案を防止するための取組事例

- ・開発行為に係る法手続のチェックリストの作成
- ・予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- ・部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- ・国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- ・建築確認申請前の手続リストへ土壤汚染対策法の届出を追加
- ・開発行為に係る他の法手続を契機に職員間で注意喚起



<開発行為に係る届出等が規定されている法令の例>

都市計画法（第29条関係）	農地法（第4条、第5条関係）	騒音規制法（第14条関係）
建築基準法（第6条関係）	農業振興地域整備法（第15条関係）	振動規制法（第14条関係）
工場立地法（第6条関係）	宅地造成等規制法（第8条関係）	森林法（第10条、第34条関係）
土地改良法（第96条関係）	急傾斜地崩壊防止法（第7条関係）	文化財保護法（第93条関係）
道路法（第24条関係）	自然公園法（第20、21、33条関係）	地方自治体ごとの各種条例等

※届出の有無の判断に迷う場合などは、土壤汚染対策法を所管する都道府県又は政令市の各担当部署（<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>）にお問い合わせ下さい。